

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出がありましたので、その概要等を同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示します。

なお、当該届出に係る書類については、次のとおり公衆の縦覧に供し、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに門真市長に意見書を提出することができます。

令和7年2月25日

門真市長 宮本 一孝

記

1 届出の概要

(1) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ門真南

門真市三ツ島3丁目2261番 他

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和リース株式会社

大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

代表取締役 北 哲弥

(4) 変更年月日

令和5年4月1日 他

2 届出年月日

令和7年2月6日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

告示の日から令和7年6月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧の場所

門真市中町1番1号

門真市市民文化部産業振興課

4 意見書の提出先

(1) 提出方法

市が定める様式による意見書を持参し、又は郵送することにより提出すること。

(2) 提出先

〒571-8585

門真市中町1番1号

門真市市民文化部産業振興課

(2) 提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時30分（郵送の場合は、期限までに必着とすること。）